

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（アクリナトリン等 6 品目）の残留基準設定）について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第 2 項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 30 年 6 月 7 日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるアクリナトリン等の残留基準について規格基準告示の改正を行う。

2. 改正の内容

食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙参照）。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1)アクリナトリン | (2)エトキサゾール |
| (3)キノメチオナート | (4)ジフルベンズロン |
| (5)ベタメタゾン | (6)ランコトリオンナトリウム塩 |

3. 根拠法令

食品衛生法第 11 条第 1 項

4. 適用期日等

告示日：平成 31 年 1 月（予定）

適用期日：告示日（予定）

ただし、規制の強化に当たる部分については、告示の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることとする。